

附則

1 （約款の実施期日）

約款は、2024 年 4 月 4 日から実施いたします。

2 （需要場所についての特別措置）

（1）適用

イ 第 9 条（需要場所）(1)に定める 1 構内または第 9 条（需要場所）(2)に定める 1 建物（以下「原需要場所」といいます）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます）の契約者からこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、第 9 条（需要場所）にかかわらず当分の間 1 原需要場所につきロ(イ)または(ロ)それぞれ 1 特例区域等に限り、1 需要場所といたします。

（イ）特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

（ロ）次の事項について非特例区域等の契約者の承諾をえていること

- a. 非特例区域等について、第 9 条（需要場所）に準じて需要場所を定めること。
- b. 当社および一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

（ハ）特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

（ニ）特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

（ホ）当社および一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、第 28 条（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の契約者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

（イ）急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 1 号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

（ロ）認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第 17 条第 1 項第 2 号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

（2）工事費の負担

特例区域等の契約者が新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない一般送配電事業者が新たに供給設備を施設するときには、当社は、第 51 条（一般供給設備の工

工事費負担金)または第 52 条(特別供給設備の工事費負担金)にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、第 8 章(工事費の負担)の適用については、第 52 条(特別供給設備の工事費負担金)の場合に準ずるものいたします。

(実施期日)

この改正規定は、2024 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2025 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2026 年 8 月 1 日から実施します。